

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』受付方法について

支給対象者の要件	『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引きP4を必ず確認してください。今回は、要件2・3に関する募集です。 <u>要件1に該当する方は本人からの申込は不要です。</u> ※文部科学省外国人留学生学習奨励費を受給している外国人留学生は、要件1に該当しません。
受付期間方法	原則、持参での受付を行います。 2022年1月11日（火）～13日（木）11:00～15:00 ※期間厳守 ※持参提出ができない方については、「郵送提出」の欄を確認ください。 ※本学では、スマートフォンからの申請は行いません。ご注意ください。
受付場所	※所属するキャンパスの受付場所に提出してください（受付時間11:00～15:00） 千里山キャンパス 誠之館2号館1階 多目的会議室 高槻キャンパス A棟1階 高槻キャンパスオフィス 高槻ミューズキャンパス 西館2階 ミューズオフィス 堺キャンパス A棟1階 堺キャンパス事務室 留学生別科 国際プラザ事務室
結果通知	インフォメーションシステムの個人伝言にて通知 1月25日（火）通知予定 ※大学から日本学生支援機構に推薦したかどうかの結果通知となります。最終的な結果については、日本学生支援機構からの入金にて確認してください。 ※留学生別科生については、メールにて通知します。
郵送提出	<u>書類の受付は、原則として持参での受付</u> としますが、やむを得ない理由で持参提出できない場合は、以下の日時に連絡してください（郵送用のコードをお伝えします）。 2022年1月7日（金）・8日（土）10:00～16:00 06-6368-1190 連絡時に確認した郵送用のコードを申請書右上（赤字）に記載し、以下の所属するキャンパスの郵送先に 1月13日（木）必着 で送付してください。簡易書留等の記録が確認できる方法で郵送してください。 ※上記番号は郵送提出専用の番号です。制度等に関する質問にはお答えできません。 ※留学生別科生については南千里国際プラザ事務室に連絡してください。 (郵送先) 千里山キャンパス 〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 関西大学 奨学支援グループ 緊急給付金係 宛 高槻キャンパス 〒569-1095 高槻市靈仙寺町2-1-1 関西大学 高槻キャンパス事務チーム 緊急給付金係 宛 ミューズキャンパス 〒569-1098高槻市白梅町7-1 関西大学 高槻ミューズキャンパス事務グループ 緊急給付金係 宛 堺キャンパス 〒590-8515堺市堺区香ヶ丘町1-11-1 関西大学 堺キャンパス事務室 緊急給付金係 宛 留学生別科 〒565-0855 大阪府吹田市佐竹台1丁目2-20 関西大学 南千里国際プラザ事務室 緊急給付金係 宛
問合せ先	本件に関する問い合わせは、次のメールアドレスからお問い合わせください。件名は、「緊急給付金（学籍番号+学生氏名）」としてください。なお、順次確認しますので、回答までお時間をいただく場合があります。※12月26日～1月6日は大学の冬季休業期間のため回答できません。 【問い合わせ先メール】 (留学生以外の学生) manabi2 ^{イチ} 【@】m ^{エル} 1.kandai.jp (留学生別科生以外の留学生) kcsupport@m ^{エル} 1.kandai.jp (留学生別科生) ku-jpn【@】m ^{エル} 1.kandai.jp ※メール送信時には@マークの前後の【】は削除してください。

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』提出書類について

提出書類については、『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引きP6に加え、現在、日本学生支援機構奨学生を利用してない方は、振込先情報に記載した口座名義人（本人名義に限る）が記載された通帳の写し等（通帳がない場合はキャッシュカードの写し等）を提出してください。

また、本制度は大学が学生等の自己申告状況に基づいて実情を勘案して、総合的に判断するため、申請書の「5. 申し送り事項」に、支援を必要とする理由を記載してください。なお、申請の手引きP4の2に記載の要件①～⑤の項目の中で、満たしていない項目がある場合は、要件を満たしていないが支援が必要な理由を詳細に記載してください。

関西大学への提出書類	備考
①「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」 【様式1】	現在、日本学生支援機構の奨学生ではない場合は、振込先口座を記入してください。 ※すでに日本学生支援機構の奨学生である場合は、振込先口座の記入は必要ありません。
②「誓約書」【様式2】	
③直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し、アパート等の賃貸借契約書の写し、等のいずれか1点	
④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けていることが確認できるもの	以下の補足を参考
⑤既存の支援制度について以下のいずれかを満たす 1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者 又は今後利用をする者であって、第一種奨学生の限度額まで利用している者 2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学生の限度額まで利用している者 3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度 又は第一種奨学生を利用できないが、大学等独自の奨学生や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者	以下に係る認定書の写し（提出可能な場合） ・第一種奨学生（奨学生証） ・大学等独自の奨学生 ・民間等による支援制度等 ・外国人留学生学習奨励費
⑥振込先情報に記載した口座情報が記載された通帳の写し等 ※通帳がない場合はキャッシュカードの写し等 ※本人名義に限る	現在、日本学生支援機構の奨学生ではない場合のみ

【補足】要件④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けていることが確認できるもの

1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している	申請書の「5. 申し送り事項」に事情等を記入すること
2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度になっても改善していない	アルバイト先からの給与明細または振込口座の預金通帳の写し（任意）等（2020年1月以降の2ヶ月分で減少がわかるもの。例）2021年4月分・5月分（5月分から減少） ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること。 ※アルバイト収入を確認できる資料が無い場合は、コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度になっても改善していない状況を、申請書の「5. 申し送り事項」に詳細に記載してください。
3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やすざるを得ず、修学の継続が困難となっている	他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）。証明書の提出ができない場合は、申請書の「5. 申し送り事項」に事情等を記入すること。